

1. 保護対象となる建築物の意匠

従来は動産のみが保護対象でしたが、
法改正により建築物（不動産）も保護対象になりました

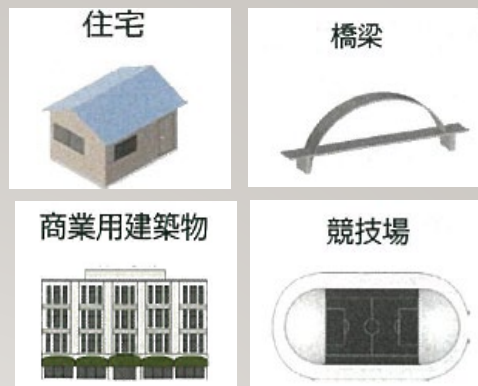
< 意匠法上の建築物 >



- ①土地の定着物 ②人工構造物

※動産として取引されるもの（例：庭園灯）、
一時的に設営される仮設のもの（例：仮設テント）
は「物品」の意匠に分類される

< 建築物の意匠の例 >



< 建築物についての一意匠の範囲 >

- 複数の構成物が表されていても、社会通念上それら全ての構成物が一
の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合（例：学
校の校舎と体育館）は一の建築物と判断される
- 一の用途に基づいて形状、模様又は色彩が変化する建築物は、変化する
一の建築物として取り扱われる
- 二以上の建築物について組物の要件を満たせば一組の建築物として判
断される（例：幼稚園、小学校、中学校で構成される一組の建築物）

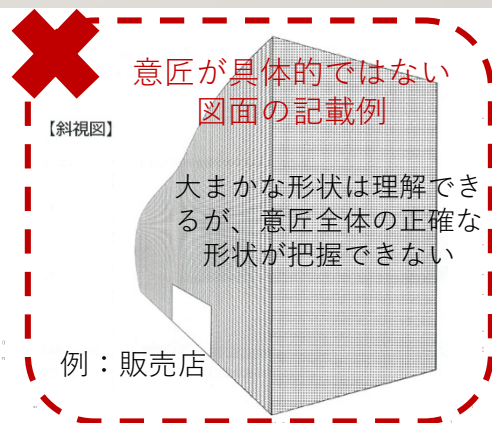
2. 願書・図面作成時の留意点

- 願書の【意匠に係る物品】の欄に、建築物の具体的な用途を明確に
記載する（例：住宅、オフィス）
- 複合的な用途を持つ建築物については、
【意匠に係る物品】の欄に「複合建築物」と記載し、
具体的な用途を【意匠に係る物品の説明】の欄で説明する

- 図面は物品の意匠と同様に【正面図】
【側面図】等を用いて記載する

- 複数の棟（構成物）からなる
建築物については、それらの
位置関係が明らかとなる図を
少なくとも一図開示する

< 図面の記載例（住宅） >



大まかな形状は理解できるが、意匠全体の正確な形状が把握できない

例：販売店